

(案)

別表2 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数	
小規模介護老人保健施設	74,600 千円	施設数	
小規模介護医療院	74,600 千円	施設数	
小規模養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数	
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	2,390 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	44,700 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	16,000 千円	施設数	
介護予防拠点	11,900 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,600 千円	施設数	
生活支援ハウス	47,500 千円	施設数	
緊急ショートステイ	1,600 千円	整備床数	
施設内保育施設	16,000 千円	施設数	
小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
第3条（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備（既存建物等の改修を含む）			
認知症高齢者グループホーム	上記2欄中の単価を11,900千円とする。	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			

(案)

認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,510 千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
介護老人保健施設	74,600 千円	施設数
介護医療院	74,600 千円	施設数
養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
ケアハウス (特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
介護付きホーム (有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であつ て、特定施設入居者生活介護の指定を 受けるもの)	5,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
介護老人保健施設	74,600 千円	施設数
介護医療院	74,600 千円	施設数
養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
ケアハウス (特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。
介護付きホーム (有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であつ て、特定施設入居者生活介護の指定を 受けるもの)	5,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。

(案)

	受けるもの)		
公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数
	介護老人保健施設	74,600 千円	施設数
	介護医療院	74,600 千円	施設数
	養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数
	都市型軽費老人ホーム	2,390 千円	整備床数
	認知症高齢者グループホーム	44,700 千円	施設数
	小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900 千円	施設数
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数
	認知症対応型デイサービスセンター	16,000 千円	施設数
	介護予防拠点	11,900 千円	施設数
	地域包括支援センター	1,600 千円	施設数
	生活支援ハウス	47,500 千円	施設数
	緊急ショートステイ	1,600 千円	整備床数
	施設内保育施設	16,000 千円	施設数
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数
空き家を活用した整備(既存建物等の改修を含む)			
	認知症高齢者グループホーム	上記2欄中の単価を 11,900 千円とする。	施設数
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	認知症対応型デイサービスセンター		
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業 ※指定都市等において実施する場合は、それぞれ下記の単価に1.05を乗じた額			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数
	介護老人保健施設	74,600 千円	施設数
	介護医療院	74,600 千円	施設数
	養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数

(案)

ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数
有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数
介護老人保健施設	74,600 千円	施設数
介護医療院	74,600 千円	施設数
養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,390 千円	整備床数
認知症高齢者グループホーム	44,700 千円	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900 千円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	16,000 千円	施設数
介護予防拠点	11,900 千円	施設数
地域包括支援センター	1,600 千円	施設数
生活支援ハウス	47,500 千円	施設数
緊急ショートステイ	1,600 千円	整備床数
施設内保育施設	16,000 千円	施設数
有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数
空き家を活用した整備 (既存建物等の改修を含む)		
認知症高齢者グループホーム	上記2欄中の単価を 11,900 千円とする。	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の集約・再編支援事業		
※指定都市等において実施する場合は、それぞれ下記の単価に1.05を乗じた額		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960 千円	整備床数
介護老人保健施設	74,600 千円	施設数

(案)

介護医療院	74,600 千円	施設数	
養護老人ホーム	3,190 千円	整備床数	
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	2,390 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	44,700 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	16,000 千円	施設数	
介護予防拠点	11,900 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,600 千円	施設数	
生活支援ハウス	47,500 千円	施設数	
緊急ショートステイ	1,600 千円	整備床数	
施設内保育施設	16,000 千円	施設数	
有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
第3条(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備 (既存建物等の改修を含む)			
認知症高齢者グループホーム	上記2欄中の単価を11,900千円とする。	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。